

大村市政だより

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日・発行定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 南野鹿松 ■印刷所 つじ印刷所

▷近所の方でまだ市政だよりが届いていない方がありましたら、町務連絡員の方へ連絡するようにしてください。
▷転入または転居しておられる方でまだ転居転入手続をしておられない方もできるだけ早く手続をすませるようにしてください。



「交通安全」を市民によびかけ

——子供大会の日に市中パレード——

第5回目の市内子供大会が4月29日開かれました。この子供大会は、子供たちが組織している市内各地区の子供会が一堂に集って相互に連けいを取り、親ばくを深めるために行なわれたものです。

当日は子供たち約1,600人が参加し、県警察音楽隊を先頭に、交通安全のきまりを守りましょうの道路で遊ばないようにいたしまし

ようミミます健康ノ体と心をきたえようミなどのプラカードをかかけ、市中を行進し、市民に子供たちの決心をうったえました。

5月11日からは春の全国交通安全運動が行なわれており、その目標にもミ子供の安全の確保ミがあげられています。市民のみなさん子供たちを交通事故から守ってあげようではありませんか。

「やればできる」

とかく室内にこもりがちだった寒い季節が終り五月からは思いきつて体を鍛える絶好な季節となりました。皆さんのご家庭でもお子さんを大事にしているはずで

「人間を大事にする」とは教育の基本的な考え方ですが、大事にすることと甘やかすことを混同してはいけません。これが第一です。

第二は「何ごとでもやればできるんだ」という助言を与えることが大切。宿題なども子供さん自身で「やればできる」自信をつけるよう努力されているでしょうか。

健康な体づくりは、甘やかすことではなく、やればできる自信をつけさせることから始まります。そしてこれは、精神力の健全化とも密接につながります。

○ (こ)きとじてくたはら ○

市税条例が改正されました

地方税法の一部が改正され、四月一日から施行されています。

この改正にともない市税条例も改正されましたので、昭和四十年年度の市税から新しい市税条例が適用されます。市税条例改正のあらましはつぎのとおりです。

■個人の市民税

障害者、未成年者、老年者、または寡婦についての非課税の範囲が、現在の年所得二十万円から二十二万円に引き上げられました。

■法人の市民税

法人市民税の法人税割の税率が百分の九・七から百分の十・一に引き上げられました。しかし国の法人税率の引下げが行われたので、税率が上っても市内法人の負担する税額は従来と変わりません。また法人市民税の中間申告も中間納付法人税額

が二万五千円以下の法人は、市民税法人税割額はもとより均等割額についても中間申告納付をする必要がなくなっています。

■軽自動車税

四輪以上の乗用軽自動車の税率が三千円から四千五百円に引き上げられました。

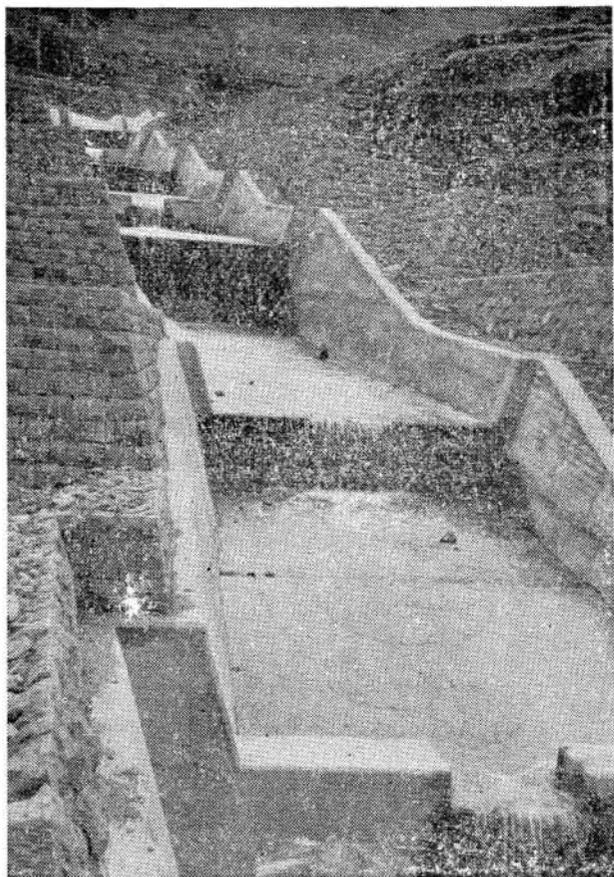
■電気ガス税

免税点を電気については月額三百円を四百円にガスについては三百円が五百円にそれぞれ引き上げられました。

こんどの改正についてのわからないことは市課税課におたずねください

久良原の用水路を改良

この水路は37年災害でこわれていたもので、こんどは兩岸と川底をコンクリートでかためた三面ばかりで作られています。
総延長=約 385メートル。
巾= 4メートル。
総工費= 2,391万円。



みんなの力で交通 事故をなくしましょう

5月11日から20日までの10日間、春の交通安全運動が行なわれています。こんどの運動のおもな目標はつぎのとおりです。

- ①安全な横断をする。
- ②子供を事故から守る。
- ③酒よめ、無免許運転をなくす。
- ④踏切りでは必ず一旦停車をし、左右を確かめてからとおる。
- ⑤車を完全に整備する。

とくに子供の事故は絶対になくさなければなりません。

お父さん お母さんがたにお願いします
子供の事故は登校時よりも下校時が多くまた土曜と日曜日に多く発生していますこれは開放感から心のゆるんだ時で、危険感もにぶっているのではないかと考えられます。よく注意し指導して不幸な交通事故にかからぬよういたしましょう。

また子供を絶対に道路で遊ばせないように注意してあげましょう。子供の一人歩きも危険です。必ず手をつなぎ、大人が道路の内側を歩きましょう。

車を運転する方にもお願いします。
酒をのんでから運転しないようにしてください。無免許のかたは絶対にハンドルをにぎらないでください。

参議院議員選挙が近づきました。選挙権があっても選挙人名簿に名前がのっていないと投票できません。

新しく成人された人、最近大村市に転入して住所を定められた人などで、補充選挙人名簿登録申出の手続がすんでおらない人は、いまの内に申し出てください
登録の申し出は本人（本人が出頭できない理由がある場合に限り同居の親族又は世帯を管理する者）に限られます。

南川内護岸完成



37年の大雨のとき流失してから完成をいそいでいた南川内川の護岸ができあがりました。

総延長は439.1メートル、総工費は約1,433万円かかっています。

職場の社会保険や、生活保護法の適用をうけている人以外の人は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

国保の被保険者が社会保険に加入したり、社会保険を脱退し引き続き他の社会保険に加入しないときは、十日以内に届出るよう世帯主に義務づけられております。届出がおくれたり後で発見されたりすると、保険税や給付面で不利になることがありますので、すぐ出張所や保険年金課で手続きをしてください。

■技術改善費の二分の一を補助

中小企業技術改善費補助金制度

中小企業の新技術や新製品に関する技術研究、または試作を行なう者に対し、国から補助金が交付されます。

この補助金の交付対象になるのは、つきにあげるものに要する原材料の購入、機械改良に要する経費などで、通産大臣が必要かつ適当と認められたもの。交付額は必要額の二分の一です。

①、農機具に関する研究
②、金属の表面処理に関する研究

③、陶磁器またはタイルに関する研究
④、真珠または宝石の加工および染色に関する研究
⑤、木竹製品に関する研究

⑥、茶の生産および加工に関する研究
⑦、しいたけの乾燥に関する研究

申請書の提出期限は五月三十一日まで。
くわしいことは、商工水産課へおたずね下さい。

■教育モニター募集

文部省では、このたび広く国民の中から教育モニターを依頼し、文教施策についての批判、意見要望などを聞き、文教行政の参考にするにになりました。

教育モニターを希望される方は次の要領で申し込んでください。

△モニターの資格
満二十才以上の日本国民。ただし、公務員(教職員を除く)議員でない人

△申込先と方法
長崎県教育庁教育長広報係(長崎市江戸町二)へ十円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して五月二十五日までに申し込むこと。

△選考
県教委で、応募者の中から、十二名を選考する

△報告と謝礼
年六回程度の文書報告をする。
謝礼は一回につき千円。



子供を不良化から守りましょう



おしらせコーナー

■食品関係業者の登録と検便を行ないます

食品販売業と行商の登録および検便をつぎのとおり行ないます。

▽つぎの食品を販売する業種は登録しなければなりません

- (イ) 魚介類とその加工品
- (ロ) 乳肉製品 (はつ醇乳、乳酸菌飲料、食肉製品)
- (ハ) アイスクリーム類
- (ニ) 豆ふ加工品、豆ふ、こま豆ふ
- (ホ) 弁当類、そう菜類
- (ヘ) ところてん

▽登録と検便料

食品販売登録手数料 一件 100円

検便料 一件 50円

なお、検便の便は親指頭大 (当日採便) のものを、住所、氏名、年令を

登録・検便の実施日時・場所

実施日	時間	場所
5月18日	10,00~14,00	松原公民館
5月19日	10,00~14,00	竹松出張所
5月20日	10,00~15,00	西大村出張所
5月24日	10,00~15,00	大村保健所
5月25日	" "	" "

書いたマツチ箱に入れ持参してください。十名以上の団体の場合は業種、屋号、住所、氏名、年令を記入した連名簿を提出すること。

登録には印鑑が必要で

■心配ごと相談日は 毎週水曜日

大村市社会福祉協議会

では、いままで大村駅通九電営業所前の山口セイ宅で毎週火曜日と金曜日の二回市内の皆さんの心配ごと相談に応じておりましたが、来る五月十二日から毎週水曜日一回開くことになりました。

市内の皆さんで心配ごとのある方はご遠慮なくご相談下さい。

■第十回国勢調査のポスター図案と標語を懸賞募集

総理府統計局では本年十月一日に行なわれる国勢調査のポスター図案と標語を募集しています。

ポスター図案

▽応募要領

(1) A2判またはB2判の大ききの画用紙を使用

市民の知識

明治二十三年 五月十七日は、わが国ではじめて府県郡制が公布され、現在の地方制度が一応その形をととのえた日です。

江戸時代はいわゆる封建制で、徳川幕府が全国を幕府の領地と大名の領地に分け、大名は自分で規則を作り、独裁政治をしていました。

明治維新でこれが全くくつがえり、明治四年には廢藩置県が実施され、これまでの大名のかわりに政府の役人が地方の政治を行なうようになり、地方制度の歴史

それから七十余年、この府県郡、市町村制はいろいろの試練を経て現在にいたり、全国で、一都一道、二府、四十二県、五百五十九市、一千九百八十一町、八百五十八村があるわけです。

(2)原図には「第十回」「国勢調査」「昭和四十年十月一日」「総理府統計局」の文字を必ず入れること。

(3)裏面には応募者の住所氏名、小中学生の場合は在学学校名を明記すること。

▽しめきり

五月三十一日

標語

▽応募要領

郵便ハガキに一枚一点

成人講座 (書道)

をひらきます

主としてかな文字、手紙、書体、その他希望書体

▽場所 中央公民館講座

▽開講日 五月二十一日から七月十六日までの毎週金曜日

▽時間 十九時から二十一時まで

▽申込資格

市内在住の一般男女職業年令はとれません。

▽申込 五月十七日まで公民館事務室へ申し込み下さい。

▽受講料 いりません。

▽講師 山本誠之先生